

資料 2

2020年4月22日
日本原燃株式会社

添付書類八（4/1 施行の事業規則第3条第2項第8号関連）等の補正方針について

1. 添付書類八（4/1 施行の事業規則第3条第2項第8号関連）の記載方針

添付書類八は、品管規則解釈を基に記載を行い、4月17日に一部補正した廃棄物管理事業変更許可申請書の添付書類八をベースにし、廃棄物埋設施設に適用される法令要求事項の差異等を踏まえて、用語の読み替えの他、下記に示す事項に関する記載を修正する。

- (1) 廃棄物埋設施設の特徴を踏まえ、設計及び工事等にグレード分けを適用しない。
- (2) 検査担当箇所は、設計及び工事等の各段階における設計のレビューを実施しない。
- (3) 設工認の対象施設ではないため、その後の設計のアウトプットに対する検証において、いわゆる設計1や設計2（所定の様式を用いた資料作成）は実施しない。

2. 添付書類一（経理的基礎）の補正方針

前回ヒアリング（2019年12月20日）以降、再処理事業等、当社他事業の一部補正において、資金的裏付けの根拠、契約名称の記載、料金の種別等に関する記載の充実化を行っていることから、本事業変更許可申請の一部補正においても、同趣旨を踏まえ、資金確保の方法等について追記する。

また、受入計画及び埋設計画において、最新の見通しを踏まえた数量の更新を行う。

3. 添付書類二（技術的能力）の補正方針

一部補正提出（2020年1月20日）以降、2020年4月1日に原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が施行されたことを踏まえ、新検査制度に係る保安規定認可後における品質保証活動に関する記載を追記する。

また、今回の補正内容に対応する最新の要員数に更新する。

以上